

特定外来生物の防除等の対策に係る特別交付税措置について

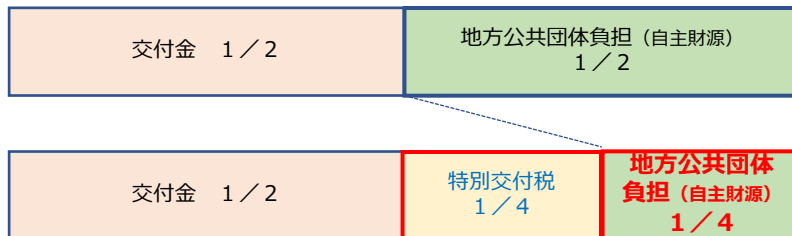
令和5年度から**特定外来生物の防除等対策事業が特別交付税措置の対象となり、
地方公共団体の自己負担が実質、最大で1/4又は7/10に軽減されています。**

- 従来の交付金より予算規模・メニューを拡充した「特定外来生物防除等対策事業（交付金）」を創設し、地方公共団体が行う事業費の1/2以内又は定額で支援を行います（R5年度対応予算案：3.5億(R4補正2.5億含む)）。
- 新たに、地方財政措置として地方公共団体が特定外来生物（※）の防除等対策に要する経費について、以下のとおり**特別交付税措置の対象**となり、地方公共団体の自己負担が軽減されます。

<特別交付税措置の内容>

- ①環境省の交付金を受けて実施する事業について、地方公共団体負担分（裏負担分）の5/10
⇒ **地方公共団体の自己負担 実質 1/4**
(※交付金が最大限交付された場合)
- ②地方公共団体が単独で（環境省の交付金を受けずに）実施する事業について、その事業費の3/10
⇒ **地方公共団体の自己負担 実質 7/10**

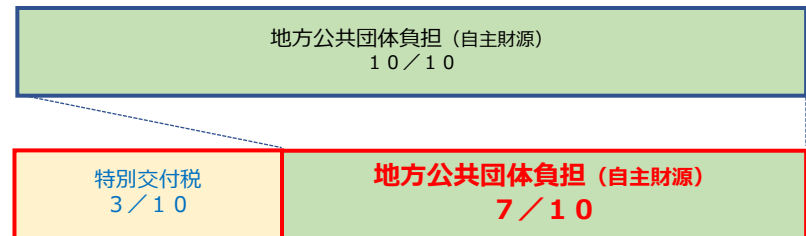
★事業費のうち1/2の範囲で環境省の交付金を受けて事業を実施する場合
(交付金が最大限交付された場合)



これまで

令和5年度から

★単独で（環境省の交付金を受けずに）事業を実施する場合



※対象となる特定外来生物は159種類（令和5年9月時点）

- ・動物：アライグマ、ヌートリア、オオクチバス、クビアカツヤカミキリ、アルゼンチンアリなど140種類
- ・植物：ナガエツルノゲイトウ、オオバナミズキンバイ、オオキンケイギクなど19種類



アライグマ



クビアカツヤカミキリ



ナガエツルノゲイトウ